令和4年4月改訂

1 いじめの定義(文部科学省)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号)

## 2 いじめ防止対策の基本的な考え

いじめを重要な人権侵害としてとらえ、いじめは人間として絶対に許されないという基本認識に立ち、未然防止に努めるとともに、いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうるという共通理解のもと、早期発見に努め、解決に向け迅速かつ有効な対応を進める。

### 3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学校、学級においてのいじめを許さない雰囲気づくり
  - ・道徳教育や体験活動を通して、児童が相互に思いやる気持ちを高める。
  - ・「なかよし月間」「強めよう絆月間」などを通じて、主体的にいじめ防止に取り組もうとする態度を育てる。また、傍観者を生まない集団づくりに努める。
  - ・特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、 保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (2) 児童一人一人の自尊感情を高める取組
  - ・学習活動等で一人一人が活躍できる場を意図的に設けるよう努める。
  - ・居心地のよい学級、学校集団を目指した取組を行う。
- (3) 保護者・地域との連携
  - 「学校いじめ防止基本方針」について、年度当初に説明し、PTA、地域と連携していじめ防止に取り組む。
  - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を 踏まえて改善を図る。

# 4 いじめの早期発見、早期解決に向けた取組

- (1) 早期発見のための取組
  - ・いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するよう努める。
  - ・初期段階のいじめでも、学校が組織として把握する。
  - ・日常の児童の様子や日記等から、児童の変化を見逃さないように努める。
  - ・学期に1回学校生活に関するアンケートを実施し、それをもとに学級担任が教育相談を実施する。
  - ・教職員の情報交換を密にし、連携して指導できる体制を整えるとともに、関係機関と連携して早期解決に当たる。

## (2) 早期解決に向けた取組

- ① いじめを認知したときの対応
  - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - ・いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、生徒指導主任に報告し、情報を共有する。
  - ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、 被害生徒を徹底して守り通す。
  - ・事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
  - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - ・いじめに係る情報は適切に記録しておく。

# ② 被害児童、被害児童保護者への対応

- ・被害児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・被害児童にとって信頼できる人物(友人、教職員、家族等)と連携し、被害児童に寄り添い、支える体制をつくる。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー (SC) 等の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な支援を行う。

## ③ 加害児童、加害児童保護者への対応

- ・加害児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止に関する指導を行う。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を 自覚させるよう指導する。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・加害児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが 困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を 徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

# ④ 学級全体への指導

- ・学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

#### 5 重大事態への対処

### (1) 教育委員会への報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより、相当 期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、 速やかに市教育委員会への報告を行う。

## (2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「東植田小学校いじめ防止対策委員会」 を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、被害児童及び被害児童保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

### 6 いじめ防止等のための組織

#### (1) 生徒指導委員会

生徒指導に関する課題を共有し、共通理解のもと指導にあたるため、全教職員参加の生徒指導委員会 を月に1回開催する。

## (2) 東植田小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC等からなるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。